

2021「がんばろう湯沢」商品券事業 Q & A

Q 1 「飲食・宿泊券」を使える店は、どのような店か

⇒取扱店として決定した店において、飲食又は宿泊した際にかかる費用に使えます。ただし、事業者が飲食店営業許可、喫茶店営業許可、宿泊施設営業許可を得ていることが必要です。

Q 2 「飲食・宿泊券」はテイクアウト、デリバリーに使えるか

⇒飲食・宿泊券の取扱店が実施するテイクアウト、デリバリーに使うことができます。

Q 3 高齢で外に出歩くことがない。この場合は商品券を他人に譲ることができるか。

⇒他人への譲渡は不可としますが、ご家族等は無償で譲渡する場合のみ可とします。

Q 4 イベント等で臨時に出店する店舗は取扱店になれるか。

⇒取扱店となれるのは、町内に実店舗がある事業者です。取扱店がイベント等で臨時に出店する店舗で取り扱うことができます。イベント等のために臨時に出店する、町内に実店舗をもたない事業者は、取扱店になることができません。

Q 5 コンビニエンスストアは「飲食・宿泊券」の取扱店になれるか。

⇒イートインスペースでの飲食に伴う分のみ、「飲食・宿泊券」を取り扱うことができます。その他の商品は、「共通券」のみの取扱いとするなど、適切な取扱いをすることが必要です。

Q 6 ホテル内のお土産屋で「飲食・宿泊券」を取り扱うことができるか。

⇒例 ホテル●●内のお土産屋（ホテル●●と同じ経営者） 利用可
ホテル●●内のお土産屋（事業者Bのテナント経営） 利用不可
※事業者Bが取扱店であれば、共通券のみ利用可

その他の利用にあたっての注意点

- 飲食・宿泊券と共通券は、現金との引換及び釣銭のお返しはできません。
- 共通券は、換金性の高いもの（図書館やビール券などの金券、図書カードなどのプリペイドカード）、出資や金融商品、たばこ・宝くじ等の購入、税金や水道料金など国や地方公共団体への支払いにはご利用できません。
- 共通券は、電子マネーの入金、通信販売にはご利用できません。
- 共通券は、商品仕入・買掛金・未払金の支払いにはご利用できません。
- 飲食・宿泊券及び共通券は、転売禁止です。